

(総務委員会)

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号) (衆議院送付) 要

旨

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の令和二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めらるるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が七千二百四億円、事業支出が七千三百五十四億円で、百四十九億円の収支不足となる。この不足額については、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

令和二年度は、放送法に基づく公共放送の原点を堅持し、公平・公正で正確な情報を伝え、命と暮らしを守る防災・減災報道に全力で取り組むとともに、多彩で魅力的なコンテンツを届けるほか、積極的な国際発信、地域の魅力や課題の発信による多様な地域社会への貢献、東京オリンピック・パラリンピックに

おける最高水準の放送・サービスの提供、常時同時配信・見逃し番組配信サービスによる視聴機会の拡大、サイバーセキュリティの強化、受信料の公平負担徹底、効率的で透明性の高い組織運営の推進、放送センターの建替えの推進等に取り組みとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額八千四百五十九億円、事業経費、建設経費等による出金総額八千七百二十四億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料の引下げ等により、事業収支差金の赤字を見込んである点について、やむを得ない面があるとした上で、早期に黒字を確保できるよう努めることを強く求めるとともに、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体改革について具体的な取組内容を早期に明らかにし、次期中期経営計画等に反映すること、二度と働き過ぎによって尊い命が失われることのないよう引き続き徹底した取組を行うこと等を強く求める旨の意見が付されている。